

1 日時・場所

平成 27 年 11 月 13 日（金）14：00～14：45
市役所 5 階第 6 会議室

2 出席者

委員 八ッ橋委員 牛尾委員 松岡委員 田中委員
（若菜委員、池上委員、楠本委員は欠席）
事務局 須藤福祉部長 廣末国保健康課長 塚本副主幹 西海副主幹 阿部主任
傍聴者 なし

3 議題

- (1) 逗子市国民健康保険料の改定に対する市民意見募集（パブリックコメント）
の実施結果及び答申書について
- (2) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) その他

4 会議概要

- ・会議成立の報告
- ・資料確認

【議題 1】逗子市国民健康保険料の改定に対する市民意見募集（パブリックコメント） の実施結果及び答申書について事務局より説明

（田中委員）前回の協議会の時に、平成 26 年度の見直しについてのパブリックコメントはゼロ、ただし、健康増進についてのコメントが 17 件あったという事務局のお話だっと思うのですが、今回応益、応能割合の変更あるいは保険料軽減割合の変更について、全くもってゼロというのは、私としてはあまり皆さん関心をお持ちでないのかなと感じてしまうのですが、事務局はどう捉えていますか。

（事務局）国民健康保険料の改定について、前回 26 年度の改定の際もパブリックコメントがゼロという説明をさせていただきましたが、その前の 25 年度に改定した際も 14 年ぶりの改定ということにも関わらずご意見がありませんでした。保険料や税関係等に関して市民の方からご意見をいただけないというのは、やはり制度が分かりづらいというのがあって、市民の方々の関心事に成り得ていないというのが実感であります。意見募集の方法につきまして、意見が 17 件出た健康増進計画も、同じように市内の各施設に意見募集の用紙を置いてその内容について周知をするとともに、ホームページでも周知をしていましたが、同じ条件で意見が出るものと出ないものについて分かれるとなると、案件の内容によって市民の関心が広まっていないのではないかと思います。また、国民健康保険の被保険者は逗子市においては 16,000 人ですので、市民全員ではないため、ご意見がいただきづらいというのがあります。

(田中委員) 所得割、世帯別平等割を 5/100 変えるだけであると事務局はおっしゃっているが、市民には実感がないとか、あまり変わらないという受け止めがされているのかと思うのですが。将来は 50 : 50 に向けて変えていきたいということになると、50 : 50 が目標と聞くと、またそれなりの意見も出るのではないのでしょうか。例えば所得が低い層からすると今より負担が増えるということになりかねないし、おそらく 5/100 だと変わらないという思いがあると思うんですよね。今回はそういうことでやむを得ないと思いますが、次回はどういう変更をお考えになるのか、次回は 50 : 50 なのか、もう一つ刻むのか分かりませんが、今回意見が出ないというのは正直言って残念です。かなり重要なことを提案していると思うのですが。

(牛尾委員) 私も意見が 0 件というのに驚いています。年々保険料が値上げにすることに対して、行政側としてはこのまあいってしまうほうが、ほっとするのかと思いますが。やっぱりこの間も申し上げましたけれど、周知が足りない。ホームページを開くとかごみの時もあれだけ皆さんに周知して、今回のこのことに関しては、私も実際問題、自分のうちがいくらぐらい値上がりするのかなと計算してみないと分からないのですが、やっぱり周知が足りないのかなと思います。やはり周りの人に聞いても知らなかったという人が多いですね。ホームページを開くのもなかなか難しいですよ。

(事務局) ホームページでは、運営協議会がどんな議題で、どんな内容かということは公表していますが、やはり名称が運営協議会なので、市民の皆さまご自身の生活とホームページの内容が直結しているとは思えないため、アクセス的には少ない状況です。

(牛尾委員) ちょっと話は変わりますが、傍聴人というのはどのように告知をしたのですか。

(事務局) 会議の開催にあたって、いつ運営協議会が開かれるかというのを広報に掲載しているのと、ホームページでもトップページに会議予定というところがあって、何月何日というところを見ると、例えば今日であれば、11 月 13 日の午後 2 時から 5 階の会議室で運営協議会があって、こういう内容で開催されるということが周知されています。

(田中委員) 残念ですけど、市民の関心があまり高くないということですね。

(松岡委員) このパブコメの件で、私も広報ずしに関心を持って見ていたのですが、確か同じ月に 3 種類くらい載っていて、1 行くらいぱっと書いてあるだけで内容なんて全然分からないのですよ、それを見ただけではね。だからもっと知りたい人は担当課とか、そういうところに連絡しないといけない。広報では中味が見えてこないですね。

(事務局) 広報ではいつからいつまでの期間で、どこで詳細を知ることができるかというところまでしか周知できません。やはり誌面の都合もありますので。

(松岡委員) ちょっと難しいですよ。広報にこういう風に検討中だとか内容が出ればまた意見も出てくる可能性もあるんですけど、そうでないから。色々誌面の関係とか手続きの関係があるとは思いますが。

(会長) 健康増進のほうは意見が出たということですけども。他に何かございますか。

(松岡委員) 答申書の案ということで資料 2 がありますが、事前に送ってもらった時に、さっと目を通したんですよ。その時に違和感というか入ってこないところがあったので、よくよく見たら、その内容によると、変更の箇所については記載されていますが、実施時期が答申書からは見えないんですね。いつからこれを変更するのが答申書から見えなかったのか、私は前回会議の資料、市長からの本協議会に対する諮問書を見ましたら、

平成 28 年度において書いてあるんですね。平成 28 年度において保険料の改定を行いたく、協議会に意見を求めますと記載がありました。ですから、このままの内容の答申書で答申をして、諮問書と合体をすれば実施時期が見えるのですが、先ほど申し上げたように、答申書だけでは実施時期が見えないということから、私の意見としては今回資料 2 の案の 2 の答申事項のところに、諮問のとおり平成 28 年度から変更することについて了承すると、「平成 28 年度から」という字句を入れたほうが分かりやすいと考えました。これについてまたみなさんで意見を出し合っていただければと思います。

(田中委員) たしかにそのとおりですね。諮問には平成 28 年度においてと書いてあるが、答申にはないという、確かにそれはご指摘のとおりバランスが悪いですね。

(松岡委員) 字句は分かりませんが、時期も明記したほうが分かりやすいのかな、間違いがないのかなという私の意見です。

(事務局) 松岡委員のご指摘のとおり、確かに諮問書においては平成 28 年度においてと記載していますので、諮問のとおり平成 28 年度より変更することについて了承するとし、「平成 28 年度から」と加えたいと思います。

(会長) 松岡委員いかがですか。

(松岡委員) 会長の名前で答申を出すから、ここにいる皆さんが良ければそれでいいと思います。

【議題 2】 逗子市国民健康保険条例の一部改正について事務局より説明

(会長) 今一度、案として提示されるということなんですか。

(事務局) 次回の運営協議会は 2 月頃を予定しているのですが、その時には改正された条例としてお示しをさせていただきたいと思います。法制部局と条例改正の細かい内容について来週打ち合わせすることになっていきますので、細かい文言については変わる可能性がありますので、今回は保険料の改定の内容に合わせた概要だけをお示しさせていただいて、次回の時に正式なものをご提示させていただきたいと思います。ですので、次回は審議というよりはご報告という形をとらせていただきたいと思います。

【議題 3】 その他について

(事務局) 次回第 3 回運営協議会の日程についてですが、来年 2 月中旬頃の開催を予定しております。これまでと同じように来年に入りましてから、また別途日程の調整をさせていただきたいと思います。次回予定している議題は、平成 28 年度の国保の当初予算案と平成 27 年度補正予算について、あと報告事項として条例改正についてとしたいと思います。次回にはおそらく、マイナンバー制度が始まっておりますので、皆さんのマイナンバーについてお知らせいただくようになると思います。またそれについては開催時の連絡事項とさせていただきたいと思います。

(会長) その他何かございますか。

(田中委員) 別件ですが、よろしいですか。われわれ関係者の中で今話題になっているのが、先日東京であった暴力団絡みの療養費の不正請求事件のことで、たまたま逗子市の国保の被保険者数が 16,000 人くらいということで、私の所属している健保組合の加入者数も 18,000 人くらいとだいたい同じです。今回話題になった柔道整復師、これに関す

る療養費の請求が私どものほうではだいたい月に300件くらいあるんですよ。逗子市の国保はどれくらいあるのか知りませんが、私どもも4～5年前まではレセプトのチェックを内部で職員がやっていたんですが、300件はとてもやりきれないということで、現在は外部の専門業者にレセプトのチェックを委託しています。逗子市で同様のケースは起こっていたとは思いたくありませんが、現状レセプトのチェックはどうされているのか。先日も支払基金の支部長に会いましたが、世間では支払基金がチェックしていないせいだと思われる。こちらでいうと国保連ですね。しかし、支払基金の側から言わせると、こちらでは分かりませんとおっしゃっていました。これは保険者である市町村でそれなりの体制をとらないといけない。たまたま今回は悪質極まりないケースなのですが、私どもでも変なケースは毎月たくさんあるんですよ。結構問合せをかけたたりして、不正請求がないようにできるだけ努力しているつもりですが、それでも疑わしいケースは減らないんですよ。たまたま今は柔道整復師の話をしました。それ以外にもあって、今日は残念ながら診療側の委員さんは誰もいないので、言えないんですけど。特に私どもの問題意識が高いのは柔道整復師、私も柔道整復師会の方と接点はあるのですが、なかなか逗子市の体制では整備しにくいのではないかと思います。それができるのであれば保険給付は削減が可能なはずですし、現状どうなっているかと今後どうお考えなのか聞かせていただければありがたいなと思います。

(事務局) 逗子市の場合、柔道整復師のレセプトのチェックは国保連でやっています。あの事件があってから、神奈川県から国保連へ、該当する案件について国保連は大丈夫なのかという照会が入って、過去まで遡って国保連でチェックして該当するものはないという報告は受けています。それ以外で柔整に関して、細かい点検を逗子市でどこまでできるのかというのはありますけれども。現状では逗子市のレセプト点検には柔整は入っていません。

(田中委員) 国保連で柔整は見ているのですか。

(事務局) 審査はしているはずですが、それが通常は1回の審査だけだと思いますので、その後の審査は市でも国保連でもできておりません。(※事務局追記 運営協議会終了後に確認したところ、二次点検も国保連で行っている。)

(田中委員) 支払基金は審査してないんですよ、柔道整復師は。一般の医科と歯科しかやっていないんですよ。一度支払基金側にどうしてやらないのかと聞いたのですが、厚労省で検討した結果、見送りになっているんですよ。さっき申しましたように色々難しい世界なんですよ。

(松岡委員) 柔整は、団体が数多くあるので、難しいと思いますよ。やっぱり法律とか規則で決めないと統一した取扱いというのができにくいと思いますね。医療機関では保険診療は支払基金か連合会なんですよけれどもね。やはり柔道整復師は統一した取扱いというのが難しいと思いますね。私の過去の経験から言うと。

(田中委員) 私は逗子の住民ですけど、逗子市内でも柔道整復師は、最近増えていますよね。それだけ需要があるのかと、柔道整復師会に聞いたんですけど、需要はないとのこと。お客をとりあっているんですよ。ベットが1つあれば開業できるそうです。私どもも健康保険を使わずにかかってもらおうという、100%本人が負担する場合には何ら問題はないのですが、保険を使うというケースが問題です。つい先日もある整体師から電話受

けたんですよ。「今ここに来ている患者さんが健康保険を使いたいと言っているんだけど、お宅はどうだ？」と聞いてきました。患者がそう聞いてきたからって、もちろんそれを医師に頼むんでしょけど。医師の方も困るって言っていましたよ、柔道整復師の問題は。色々向こうから言ってくるんで、医師に対してね。私に何とかしてくださいと言われても何ともできないですよ。

(牛尾委員) 医師の紹介状があると、保険がきくということなんですね。

(田中委員) 私が言った危ないケースというのは、対象外のものも健康保険で扱ってしまうので。単に肩こりがしたとか、疲れをとりたいたとか。

(会長) 問題になっているケースはどういう経緯で発覚したのですかね。

(田中委員) レセプトの点検ではなかなか難しいでしょうね。

(松岡委員) 施術回数が多いとか、そういうことでのチェックをかけているのでしょうか。縦覧というか、同一人が毎月かかっているか、それは保険者にデータがあるから、回数だとか。

(田中委員) 今回のケースは書類を偽造しているんですよ。

(会長) レセプトで見ても、おかしいと思っても不正かどうかは分からない。

(田中委員) じゃ、今のところ国保連以外に委託していることはなく、それは当面その形は継続されるだろうということですよ。

(事務局) そうですね。

(会長) これをもちまして、平成 27 年度第 2 回逗子市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

閉会